

ご本人のマイナンバーカードを 代理人の方が受け取り手続きする場合についてのご案内

(1) 代理手続きができる状況と必要な資料

マイナンバーカードの受け取りはご本人が窓口にお越しいただくことになっていますが、下記の場合に限り代理人の受け取りが認められています。

ただし、ご本人のお顔が確認できる顔写真付きの本人確認書類が必ず必要となります。

(※詳細は、2ページの(3)をご覧ください)

ご本人の状況	可否	ご本人が窓口に来られないことを疎明する資料
成年被後見人・任意被後見人・被保佐人・被補助人である	○	代理権を証する書類で確認可能
中学生・小学校・未就学児である	○	年齢で判断できるため資料は不要
75歳以上の高齢者	○	年齢で判断できるため資料は不要 ※ただし、委任状の余白に外出困難である旨の記載がある場合のみ可
長期入院している	○	診断書、入院診療計画書、入院していることが確認できる領収書、診療明細書、病院長が作成する顔写真証明書
障害がある	○	障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、障害福祉サービス受給者証、自立支援医療受給者証、特別児童扶養手当証書
介護施設等に入所している	○	施設長が作成する顔写真証明書
介護が必要である	○	介護保険被保険者証、認定結果通知書、ケアマネージャー及びその所属する事業者の長が作成する顔写真証明書
妊婦である	○	母子健康手帳、妊婦検診を受診したことが確認できる領収書、受診券
長期出張している	○	長期出張を証する勤務先が発行した書類
海外に留学している	○	査証のコピー、留学先の学生証のコピー
高校生・高専生である	○	学生証、在学証明書など
病気やケガをしている	○	病気やケガのためにご本人が窓口に来られないことが明記された診断書
社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的に照らして出頭が困難であると認められる	○	公的な支援機関に相談していることを当該支援機関の長が作成する顔写真証明書
仕事や学校が忙しい	×	代理で受け取りはできません（休日開庁等をご利用ください）

(2) 代理で手続きができる人（代理人になれる人）

ご本人の状況	代理になれる人	代理権を証明する書類
15歳以上	任意代理人（下記の方以外の代理人）	委任状
未成年者	法定代理人（親権者または未成年後見人）	戸籍謄本（ご本人と親権者が同一世帯で住民登録上親子であることが確認できる場合は不要）
成年被後見人 任意被後見人	成年後見人 任意後見人	登記事項証明書
被保佐人 被補助人	保佐人 補助人	登記事項証明書（※代理権目録の記載からマイナンバーカードの受取に関する代理権があると判断できる場合に限りです）

(3) 手続きに必要なもの（ご本人のもの）

- ☐ ページ1の(1)「ご本人が窓口に来られないことを疎明する資料」
- ☐ 「交付通知書（はがき）と委任状」または「照会回答書兼委任状」（ご本人宛に郵送することも可能です。）
- ☐ 通知カード（令和2年5月25日以前に交付を受けている方のみ。紛失等されている場合は紛失届を提出いただきます。）
- ☐ 住民基本台帳カード（交付を受けている方のみ。交付後に紛失等されている方は紛失届を提出いただきます。）
- ☐ 暗証番号を記載した書類に「ご本人が隠蔽シールを貼る」または「封筒に入れ封をし、割印を押したもの」
（暗証番号は、職員がマイナンバーカードに登録し、暗証番号を記載した書類は回収破棄します。ご自身で別途コピーやメモするなどして保管ください）
- ※暗証番号を設定しない「顔認証マイナンバーカード」を希望される場合は不要です。
- ※マイナンバーカードの健康保険証利用の申込みは、市役所窓口で対応できません。医療機関・薬局の顔認証付きカードリーダーで申込みをしてください。

- ☐ 本人確認書類（原本）※コピー不可（3ページの(5)をご覧ください）

注意 顔写真付きのものが必ず必要です。

- ・パターン①：A書類2点
- ・パターン②：A書類1点+B書類1点
- ・パターン③：B書類3点（うち顔写真付きのものを1点以上）

(4) 手続きに必要なもの（代理人のもの）

- ☐ 本人確認書類（原本）※コピー不可（3ページの(5)をご覧ください）

注意 顔写真付きのものが必ず必要です。

- ・パターン①：A書類2点
- ・パターン②：A書類1点+B書類1点

※法定代理人の場合（上記(2)をご覧ください）

- ・親権者の場合で、ご本人と親権者が別世帯の場合は、親子であることを証明するための戸籍謄本
- ・成年後見人等の場合は、登記事項証明書。未成年後見人の場合は、戸籍謄本。（全て発行3か月以内のもの）

(5) 本人確認書類について

注意 コピー不可。有効期間があるものは、有効期間内のものに限りま

A 書類

※顔写真付きのものに限りま

ご本人 代理人 (□は確認欄としてお使いください)

- | | | |
|--------------------------|--------------------------|-----------------------------------|
| ☐ | ☐ | マイナンバーカード (顔写真付きのもの) |
| ☐ | ☐ | 運転免許証 |
| ☐ | ☐ | 運転経歴証明書 (平成24年4月1日以降交付のもの) |
| ☐ | ☐ | パスポート |
| ☐ | ☐ | 住民基本台帳カード |
| ☐ | ☐ | 身体障害者手帳 |
| ☐ | ☐ | 療育手帳 |
| ☐ | ☐ | 精神障害者保健福祉手帳 |
| ☐ | ☐ | 在留カード (顔写真付きのもの) |
| ☐ | ☐ | 特別永住者証明書 (顔写真付きのもの) |

B 書類

※「住所＋氏名」または「氏名＋生年月日」が記載されたものに
限ります。

※1)の書類の見本は、奈良市ホームページに掲載しております。

- ☐ マイナンバーカード（顔写真なしのもの）
- ☐ 在留カード（顔写真なしのもの）
- ☐ 特別永住者証明書（顔写真なしのもの）
- ☐ 健康保険証（若しくは資格確認書）
- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 子ども医療費受給資格証
- ☐ ひとり親家庭等医療費受給資格証
- ☐ 母子健康手帳
- ☐ 生活保護届出印証
- ☐ 年金手帳・年金証書
- ☐ 基礎年金番号通知書（年金額改定通知書・年金振込通知書を含む）
- ☐ 社員証・学生証（学年表示があるものは該当年度、ないものは在学中のものに限ります）
- ☐ 診察券（生年月日も記載されているもの）
- ☐ 「老春手帳」または「ななまるカード」
- ☐ 障害福祉サービス受給者証
- ☐ 自立支援医療受給者証
- ☐ ※1) 介護施設に入所していることを介護施設の代表者等が証明した書類（顔写真付きのもの）
- ☐ ※1) 社会的参加を回避し、長期にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態であるなど客観的状況に照らして出頭が困難であると認められる者であることを、当該申請者への相談に対応している公的な支援機関の代表者等が証明した書類（顔写真付きのもの）
- ☐ ※1) 未成年者・成年被後見人・任意被後見人・被保佐人・被補助人の法定代理人が本人であることを証明した書類（顔写真付きのもの）